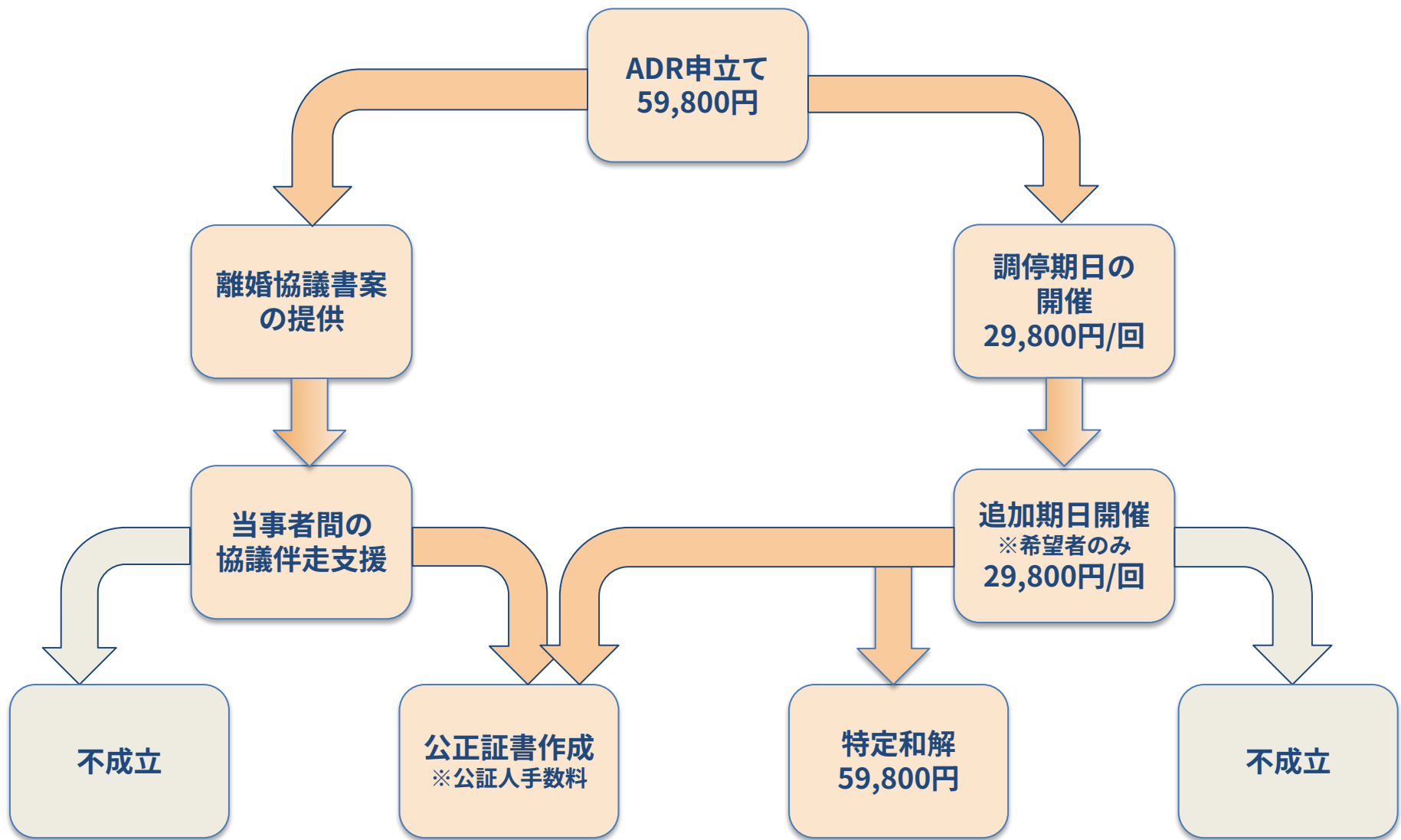


チャイルドサポート ADR手続

株式会社チャイルドサポート
法務大臣認証ADR機関（認証第184号）
ver1.1_2025/8/1

相談・申立て・調停手続の流れ



当事者間の協議伴走支援

申立手数料59,800円（税込）のみでご支援

- 離婚条件の整理
- 離婚協議書原案の作成
- 当事者間の交渉結果を協議書に反映・文言修正

初回調停期日・追加調停期日の開催

期日手数料29,800円（税込） / 1期日 60分

- 各当事者14,900円ずつをお支払い
- 調停人（弁護士）の選任
- 調停期日の調整・開催
- 期日記録の作成

林 正彦 調停人

略歴

昭和55年 裁判官任官

東京地裁部総括判事、東京高裁判事などを歴任

平成29年 山形地家裁所長を最後に退官

公証人（神田公証役場）として勤務を開始

令和2年 東京公証人会会長

令和6年 公証人退職

令和7年 九段あすなろ法律事務所を開設

特定和解文書の作成

和解合意書原案作成手数料59,800円（税込）

- 調停人は和解文書を作成
- 費用の負担割合は当事者間で合意が可能
（当社の推奨は原則半額ずつをご負担）
- 最終期日前に当事者に原案を共有
- 最終期日で加筆・修正・電子署名による締結

手続きの非公開と当社の守秘義務

非公開原則

- 当社における手続きは非公開
- 録音や録画は禁止
- SNSやYouTubeでの手続き内容の公開禁止

当社の守秘義務

- 当社は、弁護士と同じ守秘義務を負っています

当事者が手続きを終了させる方法

調停手続の継続は任意ですので、当事者は、調停手続を取下げ又は終了させることが可能です

※ただし、調停手続の期日を3回以上行った後は、一方当事者が調停手続を終了させるためには、当事者は調停手続の取下げ又は終了の理由を記載しなければならないものとし、調停人が取下げ又は終了に正当な理由があると認める場合を除き、取下げ又は終了には相手方の承諾が必要になります。

調停人が手続きを終了させる方法

調停人は、和解成立の見込みがないと判断した場合調停手続きを終了させることがあります

※次の事由により調停手続が終了することがありますので、ご留意ください。

- (a) 当事者の一方が、正当な理由なく、調停人からの連絡に対し、2回以上回答を怠ったとき。
- (b) 当事者の一方が、和解に応じる意思がないことを明確に示したとき。
- (c) 調停手続において調停を実施したものの合意が成立しなかったとき。
- (d) 和解の成立が困難であると認められる事情があるとき。
- (e) いずれかの当事者が当社の規則若しくは当社サービスに関する利用規約に反した場合又は反するおそれがあると当社が判断した場合

書面の発行

1. 合意成立時に特定和解文書の発行

- ※当事者と調停人の電子署名を付したPDFファイル
- ※特定和解に代えて当事者間で合意内容に関する公正証書の作成を進めることも可能

2. 事件終了証明書の発行

- ※手続開始日、終了日、終了理由を記録した証明書を電磁的記録により交付することが可能
- ※調停前置要件を満たす文書

特定和解の成立時の記録の保管

特定和解とは

特定和解文書をもとに、裁判所における執行決定を求める手続きをすることが可能

保存期間

当社は特定和解文書を10年間保存します

記録の閲覧・複製

当事者の求めに応じて特定和解の記録（PDFファイル）の複製を提供

利用規約

当社利用規約にてより詳細をご確認いただけます

https://childsupport.co.jp/terms_and_condition